



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 G S I クレオス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 深 瀬 佳 洋  
(コード番号 8101 東証・大証 第1部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 大 西 文 博  
(TEL. 03-5211-1802)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 83 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外役員の実任を会社法で規定する額に限定する契約を締結できる旨の規定を、定款第 27 条(社外取締役の実任限定契約)および第 36 条(社外監査役の実任限定契約)に新設するものであります。なお、定款第 27 条(社外取締役の実任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 12 条(条文省略)  (新設)	第 1 条～第 12 条(現行どおり)  第 13 条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 13 条～第 25 条(条文省略)  (新設)	第 14 条～第 26 条(現行どおり)  第 27 条 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 26 条～第 33 条(条文省略)  (新設)	第 28 条～第 35 条(現行どおり)  第 36 条 <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 34 条～第 40 条(条文省略)	第 37 条～第 43 条(現行どおり)